

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

名古屋銀行では、コーポレート・ガバナンスの充実、地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関としての企業価値の一層の向上に努めるとともに、その責務を果たし、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの方々に、揺るぎない支持と信頼の確立を目指していくための最も重要な経営課題の一つであると位置付けております。

このような位置付けのもと、経営の根幹として、社は「地域社会の繁栄に奉仕する。これが銀行の発展と行員の幸福を併せもたらすものである。」と行訓「1. よいサービス・誠意があふれ 行き届いたスピーディなサービス 2. よい人: 人を高め 人を厚くし 明るい職場をつくる 3. よい経営: 健全で 創意に富んだ 全員参加の経営」を掲げるとともに、役職員の基本的な価値観や倫理観の共有を図り、業務に反映させるために、「名古屋銀行役職員の倫理行動規範」、「法令等の遵守に関する方針」をそれぞれ制定し企業価値の向上に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使、招集通知の英訳)

海外投資家の持株比率が低位であることを踏まえ、招集通知の英訳を行っておりません。招集通知の英訳につきましては、今後の状況変化や社会趨勢に合わせ、各種手続・費用等を勘案の上、対応を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

《基本方針》

社は『地域社会の繁栄に奉仕する』のもと、地元を中心とした取引先企業を対象に長期保有を前提とし、当該企業等との取引を通じ中長期的なリターン向上に寄与すること、および業務提携や情報交換を通じてお客さまへのサービスを向上させることを目的としております。

政策投資上場株式については、個社銘柄毎に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証し、保有の適否を毎年取締役会にて判断しております。なお、本年度においては保有銘柄全てについて保有が適当であると判断しております。

また、状況の変化に合わせて随時保有適否の見直しを図り、保有の意義が希薄化した政策保有株式については縮減してまいります。

《議決権行使方針》

保有株式に係る議決権の行使は、株主価値向上に寄与するよう規程に基づき適切な手続きを経て、原則として全ての議案に対して行使しております。特に下記に該当する企業については、株主価値保全の観点から慎重に議案を精査しております。

- ① 株価・財務内容から株式価値毀損が大きいと判断される企業
- ② 株式価値・企業価値を著しく毀損する可能性のある議案が付議された企業
- ③ 反社会的行為等、社会的影響の大きい不祥事を起こした企業

【原則1-7】

当行および株主の皆さまの共同の利益を害する、あるいは、そうした懸念を惹起することのないよう、規程を定めて適切に運用しております。なお、概要は、当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「関連当事者との取引」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/c-governance/policy.html>)

【原則2-6】

企業年金基金の運用については、健全な年金制度を維持するために許容できるリスクの下で長期的な総合収益を確保することを目指しております。当基金には、理事会・代議員会・資産運用委員会を設置しており、資産運用に関する意思決定については、資産運用委員会での審議結果を踏まえて代議員会にて行っております。また、代議員会及び資産運用委員会には、当行の人事・財務・リスク・市場運用等の業務に精通した人材を配置するとともに、受益者代表として労働組合幹部を配置することで、適切な運用を行う体制を構築しております。

なお、運用委託機関及びファンドが行う議決権行使等については、四半期毎の報告を通じてモニタリングを実施し、適正な取り組みとなっているか検証しております。

【原則3-1】

(i) 社は「地域社会の繁栄に奉仕する」のもと、堅実経営方針を維持し、先見性・先進性のある地域金融機関として地域の発展と共に歩み、地域のお客さまに信頼・支持される銀行を目指しております。なお、当行ホームページに、経営理念、行訓、経営方針を掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/vision.html>)

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/c-governance/policy.html>)

(iii) 当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「役員の報酬決定プロセス」に記載しておりますので、

ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/c-governance/policy.html>)

(iv)取締役・監査役の指名プロセスについては、社内規程及び選解任基準に基づき実施し、指名報酬委員会にて審議の上取締役会にて決定しております。特に社外役員は、情報収集後に面談し、判断理由を付したうえで取締役会にて決議を行っております。社外監査役も、監査役会の同意によりますが、同等の手続きを実施しております。また、社外役員を含む取締役及び監査役が任期中に選任基準のいずれかを満たさなくなった際には、該当役員の解任を取締役会にて決定及び法令に基づいた所定の手続きを行っております。

(v) 取締役候補者の個々の選任・指名・解任の説明に関しましては、「第100期定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/shareholder.html>)

【補充原則4-1-1】

取締役会基本規程および組織基本規程にて取締役会決議事項の範囲を定め、常務会および頭取や担当取締役、各部長等への委任の範囲を定めております。取締役会から日常の業務の決定を委任することが出来るとしており、「人事・福利厚生に関する事項」、「一定金額までの契約関係」、「個別融資案件の審査権限」等について委任しております。

【原則4-9】

独立性判断基準として、以下を定めております。

- (1)当行の業務執行者に一度も該当していないこと
- (2)最近5年間に於いて主要株主の役員又は使用人でないこと
- (3)主要な取引先の業務執行者でないこと
- (4)相互に役員を派遣する先の役員等でないこと
- (5)最近3年間に於いて、当行を主要銀行とする先の役員および使用人でないこと
- (6)当行から多額の報酬を受ける者でないこと
- (7)上記(1)～(6)の近親者でないこと

【補充原則4-11-1】

当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「取締役会の多様化」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/c-governance/policy.html>)

【補充原則4-11-2】

社外取締役・社外監査役を含め取締役・監査役候補者、取締役・監査役の重要な兼職状況を「第100期定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/shareholder.html>)

【補充原則4-11-3】

取締役会の機能強化および実効性向上に資するように、取締役会の実効性に関するアンケート調査結果を基にして取締役会の運営状況や取締役会を支える体制等取締役会の実効性について分析・評価を行っております。

(1)評価方法について

取締役及び監査役に対して取締役会の運営・議題や取締役会を支える体制等についてアンケートを実施し、その結果を分析・評価しております。その後、分析・評価結果を基にして取締役会において意見交換を行い、今後の取組みについて審議を行っております。

(2)評価結果の概要について

上記による評価の結果、取締役会の運営・議題や取締役会を支える体制等について当行の取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。

その一方で、取締役会の実効性をさらに高めていくための課題として、取締役会の人数及び議題の範囲・分量の更なる適正化についての意見が出されました。

(3)今後の対応

当行取締役会は、取締役会の実効性に関する分析・評価の結果を踏まえて、さらに取締役会の実効性を高めるために必要な取組を実施し、改善に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「役員の研修方針」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/c-governance/policy.html>)

【原則5-1】

当行ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「株主との対話」に記載しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.meigin.com/about/c-governance/policy.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	1,033,067	5.49

株式会社みずほ銀行	843,245	4.48
日本生命保険相互会社	726,492	3.86
明治安田生命保険相互会社	726,150	3.86
名銀みのり会	720,095	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(トヨタ自動車口)	584,400	3.10
住友生命保険相互会社	516,300	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	438,700	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	432,900	2.30
三井住友海上火災保険株式会社	409,745	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐伯 外司	他の会社の出身者								△			
松原 武久	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯 外司	○	社外取締役の佐伯外司氏は、当行の取引先である小島プレス工業株式会社出身者です。同社と当行との間において融資取引及び預金取引がありますがメインシェアではありません。 取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	佐伯外司氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を当行の経営に活かしていただく為、社外取締役として選任しております。また、当行と同社の取引規模及び性質に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

松原 武久	○	社外取締役の松原武久氏は、当行の取引先である名古屋市の市長等を務めておりました。当行は名古屋市の公金の収納事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っておりますが、その取引は、その性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	松原武久氏は、名古屋市教育委員会教育長、名古屋市長、大学教授等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、当行の経営に対して適切な助言をいただけることを期待した為、社外取締役として選任しております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	8	0	3	2	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	8	0	3	2	0	3	社外取締役

補足説明	更新
------	----

取締役会の機能を補完するため、役員の選解任及び報酬について審議を行う指名報酬委員会という内部委員会を設けております。社外取締役及び社外監査役が委員の過半数を占めると共に、社外取締役が委員長を担うことで独立性を担保し、客観的な協議が行われる体制を構築しております。なお、その他の3名は社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役会は、期初及び中間・期末の決算監査時や四半期末の会合のほか、必要に応じ随時会合を行っており、会計監査人の本部署往査時の随時立ち会い及び営業店往査立ち会い時に情報交換を行うなど、連携して監査を行っております。また、常勤監査役は、内部監査報告会に出席するほか内部監査部との連絡会を月一回開催しており、本部・連結対象子会社の監査講評会議に出席し、監査結果等について意見交換を行っております。なお、監査実施状況や監査計画についても情報を共有するなど、連携して監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅野 晴彦	他の会社の出身者										△			
長谷川 信義	その他										△			
近藤 堯夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野 晴彦	○	浅野晴彦氏は、当行の取引先である中部電力株式会社の出身者です。同社と当行との間において融資取引及び預金取引がありますがメインシェアではありません。取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	会社法第2条16号で定められた社外監査役であり、また、主要取引先・大株主企業の出身者等でもないことから独立性が高く、経営者としての豊富な知識と幅広い知見を活かし、経営全般に関する客観的、かつ公正な監査意見を述べることで、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると期待しており選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い役員であるため、独立役員に指定しております。
長谷川 信義	○	社外監査役の長谷川信義氏は、当行の取引先である愛知県及び愛知県信用保証協会の出身者であります。当行は愛知県の公金の収納事務を取扱うほか、預金等の取引を行っております。愛知県との取引は、その性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。愛知県信用保証協会は、中小企業者が当行をはじめとする金融機関から事業資金を借入れる際に公的な保証人となって借入を容易にする保証機関であり、金融の円滑化を図ることを目的として信用保証協会法によって設立された公的機関であります。同協会との取引は、当行からの中小企業者の借入にかかる保証のほか、主に預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	長谷川信義氏は、愛知県庁等において重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しており、また愛知県信用保証協会では理事長を務められ財務・会計に関する適切な知見も有しており、当行の監査に反映していただくことを期待した為、社外監査役として選任しております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員に指定しております。
近藤 堯夫	○	――	近藤堯夫氏は、法曹界における豊富な経験と幅広い知見を当行の監査に反映していただくことを期待した為、社外監査役として選任しております。また、中立的な立場で、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役と判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当行は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度を見直し、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めるため、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会における決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。株式報酬型ストックオプションは、取締役(社外取締役を除く)に対して新株予約権を年額70百万円以内の範囲で割り当てます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

報酬として新株予約権を割り当てる理由は、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的といたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等の決定プロセスの透明性を確保するために、半数以上が社外取締役および社外監査役にて構成される指名報酬委員会を設置し、役員報酬制度や個別の報酬内容等について決議しております。報酬額については、業績や経済・社会情勢等を踏まえた上での適正性を重視しつつ、株主総会において決定した範囲内で「役員報酬規程」に基づき指名報酬委員会で決定後、取締役会に報告しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の監督機能を担保するため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時に行うこととしております。社外監査役を含めた監査役を補佐するために監査役会事務局を設置し、専属の職員を配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当行は、取締役会を頂点とし、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。そのため、責任体制の明確化、取締役会の一層の活性化・監督機能の強化のため、独立性の高い社外取締役2名の招聘や、取締役会の選任による執行役員制度を採用しております。また、監査役制度を採用し、監査役5名(うち社外監査役3名)が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役の職務の執行を監査する体制としております。この体制により十分なコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断しております。会社の機関の内容は以下の通りであります。

・「取締役会」

取締役会は、取締役11名(社外取締役2名を含む)で構成され、原則月1回(平成29年度は17回開催)の開催を行い、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役が業務執行状況(常務会決定事項を含む)や各種委員会の報告を定期的に行っております。また、監査役5名が出席し、必要に応じて意見を述べております。

・「監査役会」

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の調査を実施するなど、中立的かつ客観的な監査機能が発揮できる体制を整備しております。監査役の機能充実を図るため、監査役会の専任スタッフを1名配置しております。

・「常務会」

常務会は、取締役会長、取締役頭取、専務取締役、常務取締役2名で構成されております。常務会は、原則毎週1回開催し、取締役会で定めた基本方針や常務会基本規程に基づき、取締役会で決定する事項を除く重要な銀行業務の経営意思の決定機関として役割を担っております。また、常勤監査役が参加して、必要に応じて意見を述べております。

・「各種委員会」

「ALM委員会」は、市場リスク、流動性リスク、信用リスクについて総合的に把握・管理し、運用・調達構造の分析およびALM方針、リスク対応方針等を審議しております。

「オペレーショナル・リスク管理委員会」は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクについて総合的に把握・管理しリスク対応方針等を審議するとともに、事務事故・システム障害等に対する再発防止策等の審議・検討をしております。

「コンプライアンス委員会」は、社会的責任の遂行とコンプライアンスの着実な実践により、当行に対する社会からの信頼の維持・向上を図ることを目的としております。

「賞罰委員会」は、当行の就業規則に基づき褒賞および懲戒を行うに当たって広く行内の意向を徴し、賞罰の公平かつ適正を期することを目的としております。

「地域活性化委員会」は、金融円滑化の状況を把握・分析することを目的とした「金融円滑化委員会」を前身とし、金融円滑化に加えて事業性評価の取組状況についても把握・分析を行うことを目的としております。従来の「円滑な金融」から「地域の活性化に資する金融」へと軸足を移したものになります。

内部監査については、担当人員21名が内部監査にあたり、具体的には、営業店監査を延べ171店舗で実施し、本部通常監査として、部門単体監査、関連複数部門・営業店に及ぶ諸々のテーマ監査を実施いたしました。また、財務報告に係る内部統制についての評価を連結子会社も含め実施いたしました。さらに、連結子会社の業務監査についても行っております。

当行の監査役は、原則月1回開催される取締役会に参加し必要に応じて意見を述べております。

平成29年度取締役会(全17回)において、それぞれ中村常勤監査役出席17回/17回、浅野監査役出席17回/17回、長谷川監査役出席17回/17回、近藤監査役出席17回/17回、後藤監査役出席17回/17回となっております。

また、社外監査役のサポート体制として、監査役会事務局を設置し、専属のスタッフを置いて、監査役会運営に関する事務等にあたるものとしております。監査役会では、常勤監査役より監査活動の状況を説明することにより、監査役間での情報の共有化を図っております。

会計監査人は有限責任あずさ監査法人に依頼しており財務諸表監査を受けております。監査業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

(有限責任あずさ監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員 福井 淳

指定有限責任社員 業務執行社員 池ヶ谷 正

・会計監査業務に係る補助者の構成

(有限責任あずさ監査法人)

公認会計士15名、その他20名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、取締役会を頂点とし、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。そのため、責任体制の明確化、取締役会の一層の活性化・監督機能の強化のため、独立性の高い社外取締役2名の招聘や、取締役会の選任による執行役員制度を採用しております。また、監査役制度を採用し監査役5名（うち社外監査役3名）が会計監査人及び内部監査部門と連携して、取締役の職務の執行を監査する体制としております。この体制により十分なコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると判断しております。また、当行は監査役会設置会社として、常勤監査役2名、非常勤監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の調査を実施するなど、中立的かつ客観的な監査機能が発揮できる体制を整備しております。監査役の機能充実を図るため、監査役会の専任スタッフを1名配置しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の総会14日前よりも前倒しで株主総会招集通知を発送しております。また、発送に先立ってTD-NETおよびホームページにて株主総会招集通知を公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて株主総会を開催するように努めており、平成30年については6月22日に株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成29年6月の株主総会より、インターネットを利用して議決権行使を行える環境を整備いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成29年6月の株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	<株主総会のビジュアル化> 株主総会のビジュアル化等により活性化を図っております。 <ダイバーシティ推進および女性活躍推進に関する取組について> 当行では、平成27年4月に銀行全体で女性行員の活躍を目的としたポジティブアクション宣言「花咲く名銀プロジェクト」を策定し、女性の活躍を推進できる体制を整備しております。また、同年8月にダイバーシティ推進室を設置し、女性活躍推進チーム「チームひまわり」を発足しました。 「花咲く名銀プロジェクト」 ・渉外担当者に占める女性比率を平成32年3月末までに20%以上にする。 ・女性行員に占める役席者(係長以上)比率を平成32年3月末までに30%確保する。 ・パートタイマー・嘱託・派遣社員からの行員転換を積極的に推進する。 「チームひまわり」 ・花咲く名銀プロジェクト達成に向けた女性活躍を推進する。 ・取引先の商品に対して女性目線での提案を行うワークショップを開催しました。 「あいち女性の活躍サポータープロジェクト」 ・愛知県と連携して女性の活躍を促進する取組みに参加し、お客さまの「あいち輝きカンパニー」の認証取得のサポート等を行いました。 「ワークライフバランス推進企業」 ・ワークライフバランスの取組みを評価され、平成29年8月に名古屋市からワークライフバランス推進企業の認証を取得しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	https://www.meigin.com/about/pdf/index/disclosure-policy.pdf 平成30年3月にディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページにて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年9月、平成29年11月、平成30年1月に実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年6月頃東京において実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.meigin.com/about/disclosure/index.html ホームページにおいて、決算情報適時開示資料含むニュースリリースやディスクロージャー誌等の投資家の皆さま向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部広報グループに事務局を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針において、1地域社会への貢献 2収益力の強化とリスク管理の徹底 3お客様のニーズに適合した金融サービスの提供 4コンプライアンスの実践 5自由闊達な企業風土の確立を明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・名銀グリーン財団を通じた学校・公共施設への緑化協賛運動や電気自動車の導入による環境保全を行っております。 ・手数料の一部を教育機関に寄贈する私募債（寄贈型私募債）の提供を通じて、お客さまとともに子供たちの輝く未来への支援を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また役職員は『コンプライアンスマニュアル』を保持し、コンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。
 - (2) コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。
 - (3) 法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。
また、役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。
 - (2) 管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。
5. 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等
 - (1) 名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。
 - (2) 名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。
 - (3) 内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。また、名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
6. 監査役職務を補助する使用人に関する事項等
 - (1) 監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役職務の補助にあたる。
 - (2) 専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。
 - (3) 専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。
7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等
 - (1) 名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
 - (2) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求めることができるものとする。
8. その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制等
 - (1) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。
 - (2) 監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。
9. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
 - (1) 全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。
 - (2) 『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

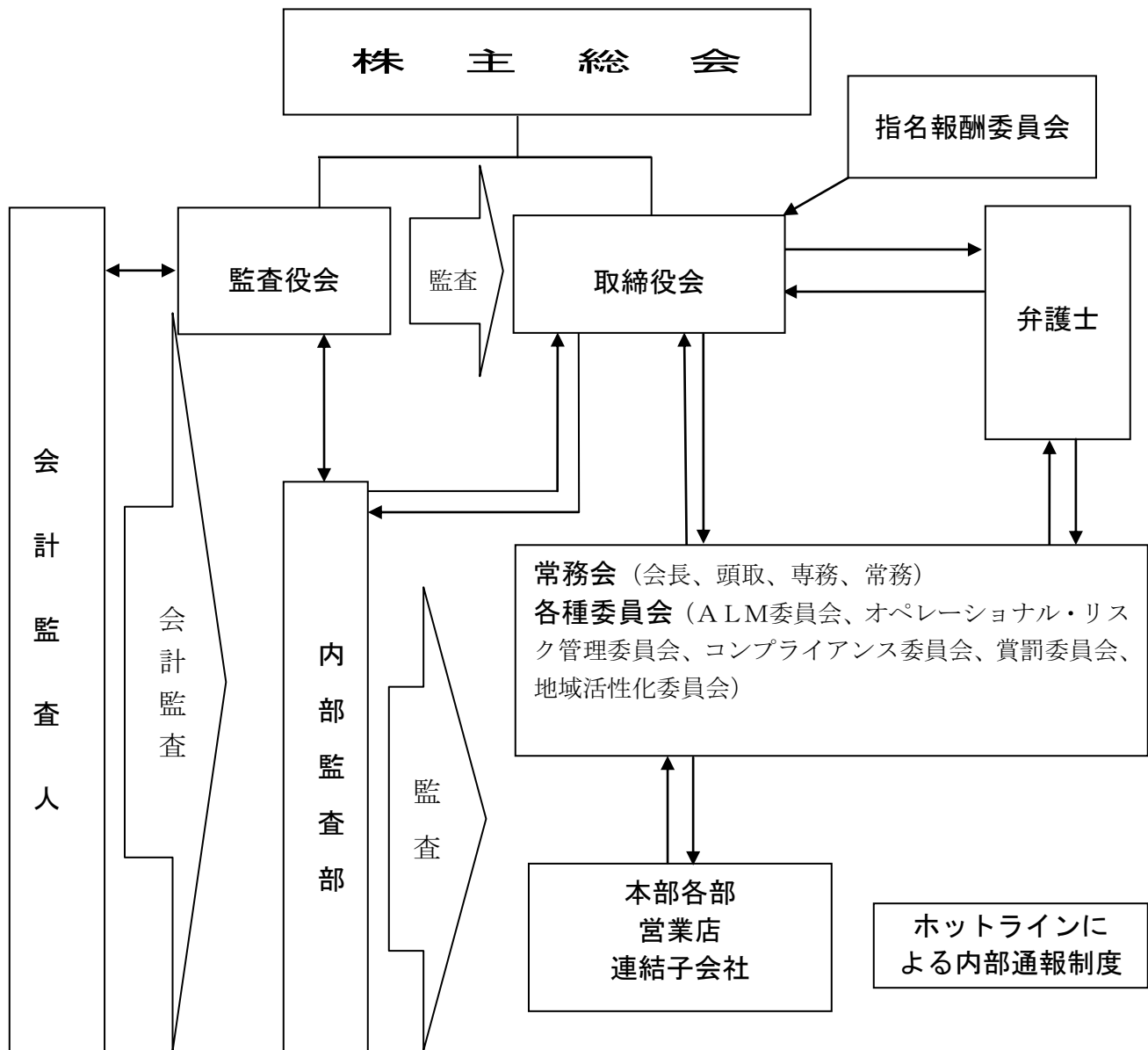
銀行の倫理綱領として全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを基本的考えとし、「名古屋銀行役職員の倫理行動規範」に反社会的勢力との関係の遮断を明記しております。「反社会的勢力等への対応についての基本方針」、「反社会的勢力等への対応に関する基本規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



＜当行の会社情報の適時開示に係る行内体制図＞

